

# 岐阜県公報

第 五 百 八 十 九 号  
令 和 七 年 五 月 十 三 日

( 火 曜 日 )

## 目 次

### 告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定 医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	(地域福祉課)	一九七
指定医療機関の廃止の届出	(同)	一九八
指定医療機関の名称の変更の届出	(同)	一九八
指定訪問看護事業者等の所在地等の変更の届出	(同)	一九九
指定医療機関の休止の届出	(同)	一九九
医療機関の指定辞退	(同)	一九九
指定介護機関の廃止の届出	(同)	二〇〇
指定介護機関の名称等の変更の届出	(同)	二〇〇
公金事務の委託	(子育て支援課)	二〇一
岐阜県重要無形民俗文化財の指定の解除	(文化伝承課)	二〇一
土砂災害特別警戒区域の指定解除	(砂防課)	二〇一
土砂災害警戒区域の指定	(同)	二〇一
土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	二〇二
公金事務の委託	(教育財務課)	二〇二
落札者等に関する公示	(教育財務課)	二〇三
落札者等に関する公示	(図書館)	二〇三

岐 阜 県 公 報

毎 週

( 火 曜 日 )  
( 金 曜 日 )

発 行

( 休 日 に 当 た る )  
( と き は 翌 日 )

令 和 七 年 五 月 十 三 日

## 告 示

岐阜県告示第二百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令 和 七 年 五 月 十 三 日

岐 阜 県 知 事 江 崎 禎 英

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
三城クリニック	大垣市上面二丁目六一番地	令 和 七 年 三 月 一 日
とき薬局 小泉	多治見市小泉町八	同
阪神調剤薬局 多治見	多治見市前畑町五	同
店	一〇八 五	同
ユニファーマシー寿薬局	中津川市付知町広島野	同
ユニファーマシーおんせん薬局	下呂市森字上ヶ平	同
株式会社 ウラタ薬局 関山田店	関市山田九七七	令 和 七 年 三 月 一 日

高井のりこレディース クリニック	各務原市那加日新町七丁目一五番 地	令和 七・ 四・ 一
各務原まつおクリニッ ク	各務原市各務山の前町四丁目二八 四番地	同
みずなみ在宅クリニッ ク	瑞浪市薬師町二丁目八九第二フア ービルD	同
かしの木クリニッ ク	不破郡垂井町府中三三九 一	同
ハーマニー調剤薬局 御殿町店	大垣市御殿町二丁目二四番地	同
よしみ薬局 宮前店	多治見市宮前町二丁目一 五	同
V・drug 各務原 西薬局	各務原市那加日新町七丁目一四番	同
世界ちゃんともゲル丸 先生の元気な在宅クリ ニッ	各務原市鵜沼各務原町五丁目一七 一 番地一	同

岐阜県告示第二百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年五月十三日

訪問看護事業者等の名称  
訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地  
訪問看護ステーション等の名称  
訪問看護ステーション等の所在地  
指 定 日 月 年

岐阜県知事 江 崎 禎 英

株式会社 エン  
ハンス  
ReST訪問看護・リハビリテーション  
本巣郡北方町北方一三一八番地の六  
関市緑ヶ丘二丁目 六二二八  
令和 七・ 三・ 二〇

岐阜県告示第二百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年五月十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
三城クリニッ ク	大垣市上面二 六一	令和 七・ 二・ 二八
田口 歯 科 医 院	高山市川原町五〇	同
とき薬局 小泉	多治見市小泉町八 一二九 一	同
阪神調剤薬局 多治見店	多治見市前畑町五 一〇八 五 一〇一	同
アイセイ薬局 付知店	中津川市付知町広島野二七一一	同
アイセイ薬局 下呂店	下呂市森字上ヶ平二二三三三番三	同
あい 薬 局	関市山田九七七番地四	令和 七・ 三・ 一一
森下小児科	多治見市宝町六一	令和 七・ 三・ 二六

岐阜県告示第二百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年五月十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名	称	所	在	地	変	更	年	月	日
新	いそざき歯科・矯正歯科								
旧	いそざき歯科	瑞穂市穂積一三三					令	七	三
									一

岐阜県告示第二百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその所在地を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年五月十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	変	更	年	月	日
		シヨン等の名称						

株式会社南谷 不破郡垂井町二〇八番地の一八 シヨン南西

新	不破郡垂井町二〇〇八番地の一八	令	七	一
旧	不破郡垂井町清水一丁目一二六番地			

岐阜県告示第二百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を休止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年五月十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名	称	所	在	地	休	止	年	月	日
新	児玉レディースクリニック	大垣市高砂町一三三					令	七	一
旧									

岐阜県告示第二百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十一条第一項の規定により次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年五月十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称 所 在 地 指定辞退年月日

医療法人mirraie 大垣市新馬場町一〇五 令和七・五・一  
 杉山歯科医院

岐阜県告示第二百三十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用す

令和七年五月十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

る同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

居宅介護事業者等の名称  
 たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

廃止年月日

小 池 達 也 可児市広見五〇二

居宅療養管理指導

こいけ歯科クリニック

可児市広見二一一

令和七・四・三〇

同 同

介護予防居宅療養管理指導

同

同

同

岐阜県告示第二百三十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中

令和七年五月十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

医療法人社団 恵真会

羽島郡笠松町円城寺八七三番地

居宅療養管理指導

新 I h a n a 歯科岐阜旧 三輪 歯科 医院

羽島郡笠松町円城寺八七三番地

令和七・一・四

岐阜県告示第二三三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により  
公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年五月十三日

岐阜県知事 江崎 禎 英

指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る職入等に係る職入等	指定公金事務取扱者の指定をした日	指定公金事務取扱者に委託をした日	指定公金事務取扱者に委託する期間
社会福祉法人日本保育協会 東京都千代田区麹町一丁目六番地二	保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料	令和七年四月一日	令和七年四月一日	令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

岐阜県告示第二三二十九号

岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）第七条の七第四項の規定により、次のとおり岐阜県重要無形民俗文化財の指定が解除されたので、同条第六項の規定により告示する。

令和七年五月十三日

岐阜県知事 江崎 禎 英

指定が解除された岐阜県重要無形民俗文化財

指定番号	種目	名称	内 容	技芸団体
岐重 無民	民俗 芸能	白鳥の拝殿踊	白鳥町内の神社における拝殿踊りとして江戸期から伝承されてきた盆踊り。	白鳥拝殿踊り保存会

六〇

り

踊り演目は、源助さん、シッチョイ、ヤツサカ（ハツ坂）、猫の子、ドッコイサ（神代）、ヨイサッサ（老坂）、エッサッサ（世栄）、場所踊りの八種目。

岐阜県告示第二四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第百三十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和七年五月十三日

岐阜県知事 江崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作ると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
菩提田谷	不破郡垂井町岩手	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二四十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年五月十三日

岐阜県知事 江崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
梅原7	郡上市美並町梅原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白山7	郡上市美並町白山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大原4	郡上市美並町大原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大原5	郡上市美並町大原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上田10	郡上市美並町上田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上田11	郡上市美並町上田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
相戸川	郡上市美並町梅原	次の図のとおり	土石流
前平2	郡上市美並町三戸	次の図のとおり	土石流
頓屋敷	郡上市美並町白山	次の図のとおり	土石流
小矢元谷川	郡上市美並町白山	次の図のとおり	土石流
井堀平2	郡上市美並町白山	次の図のとおり	土石流
大洞2	郡上市美並町白山	次の図のとおり	土石流
桂洞2	郡上市美並町大原	次の図のとおり	土石流
釜又力	郡上市美並町大原	次の図のとおり	土石流
大洞3	郡上市美並町上田	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百四十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年五月十三日

岐阜県知事 江崎 禎 英

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
梅原7	郡上市美並町梅原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白山7	郡上市美並町白山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大原4	郡上市美並町大原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大原5	郡上市美並町大原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上田10	郡上市美並町上田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上田11	郡上市美並町上田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
頓屋敷	郡上市美並町白山	次の図のとおり	土石流
小矢元谷川	郡上市美並町白山	次の図のとおり	土石流
井堀平2	郡上市美並町白山	次の図のとおり	土石流
桂洞2	郡上市美並町大原	次の図のとおり	土石流
釜又力	郡上市美並町大原	次の図のとおり	土石流
大洞3	郡上市美並町上田	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年五月十三日

岐阜県知事 江崎 禎 英

指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等	指定公金事務取扱者の指定をした日	指定公金事務取扱者に委託をした日	指定公金事務取扱者に委託する期間
---------------------------	--------------------------	------------------	------------------	------------------

弁護士法人一番町綜合法律事務所 東京都千代田区紀尾井町三番一二号紀尾井町ビル八〇二号室	岐阜県選奨生奨学金、岐阜県高等学校奨学金、岐阜県子育て支援奨学金及び岐阜県高等学校定時制課程通信制課程修学奨励費の借受人に係る滞納金	令和七年三月十八日	令和七年三月十八日	令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで
--	--	-----------	-----------	------------------------

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和七年五月十三日

岐阜県民事 江 崎 英 彦

- 1 調達物品の名称及び数量 タブレット端末 (iPad) 1,421台  
入出力支援装置等 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和7年3月5日
- 4 落札者を決定した日 令和7年4月14日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市吉野町三丁目8番地  
株式会社エフワン  
代表取締役 清水 靖彦
- 6 落札金額 154,000,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局教育財務課特別支援学校整備係
- (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和七年五月十三日

岐阜県民事 江 崎 英 彦

- 1 購入物品の名称及び数量 岐阜県図書館で使用する電気（予定数量） 1,532,773kWh
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和7年1月17日
- 4 落札者を決定した日 令和7年3月4日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県豊田市東梅坪町三丁目1番地5  
おいでんエナジー株式会社  
代表取締役 松原 俊介
- 6 落札金額 33,913,995円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称 岐阜県図書館総務課
  - (2) 所在地 岐阜市宇佐四丁目2番1号

令和七年五月十三日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一  
岐阜文芸社